

令和7年度

## 水質検査計画



夏油川支流の滝

岩手中部水道企業団

## はじめに

水質検査は、水道水の水質管理が的確に行われ、水質基準に適合する水道水が確実に供給されているかどうかを確認するために定期的に行うものです。

水質検査計画は、水道法施行規則第 15 条の規定に基づき、水源からご家庭の給水栓に至るまでの水質検査を適正に行うため、検査地点、検査項目、検査頻度等を定めたもので、毎事業年度の開始前に策定し、情報提供することとされています。

## 水質検査計画の内容

### 目次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び水道水の状況
- 4 採水地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査の方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携

## 1 基本方針

供給する水道水が給水地点において水道水質基準に適合し安心、安全であることを確認するため、水道法に基づき以下の方針で水質検査を実施いたします。

### (1) 採水地点

採水地点は、配水系統の末端となる給水栓（蛇口）、浄水場、配水池及び水源とします。

### (2) 検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水質管理上留意すべき項目の水質管理目標設定項目、お客様に給水されている水道水がより安全で良質であることを確認するために当企業団が独自に行う水質項目及びその他水質管理上必要な項目とします。

### (3) 検査頻度

検査頻度は水道法及び過去の水質検査結果等に基づき、検査項目及び頻度を設定し検査を実施します。また、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、クリプトスポリジウム等についても検査を行います。

### (4) 検査結果の公表

水質検査結果は毎月ごとにホームページに掲載します。

## 2 水道事業の概要

(1) 岩手中部水道企業団給水状況(令和5年度末)

令和5年度の給水状況は下表のとおりです。

区 分		内 容
行政区域内人口	a(人)	214,424
給水区域内人口	b(人)	213,110
給水人口	c(人)	206,335
給水戸数	(戸)	96,863
給水普及率	$c \div b(\%)$	96.8%
1日最大配水量	( $m^3$ )	70,214 (8月22日)
1日平均配水量	( $m^3$ )	64,342

## (2) 浄水施設の概要

岩手中部水道企業団では20箇所の浄水場があります。各浄水場の概要は下表のとおりです。

地区	No.	浄水場の名称 (所在地)	水源種別	浄水処理方法	使用薬品	処理能力
北上	1	北上川浄水場 (北工業団地5-52)	表流水(北上川)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ	18,200
	2	和賀川浄水場 (北鬼柳31-48)	地下水(北鬼柳浅井戸) 地下水(江釣子浅井戸)	除鉄除マンガン処理 塩素滅菌処理 紫外線処理	次亜塩素酸ソーダ 苛性ソーダ	5,960
	3	仙人浄水場 (仙人8-89-4)	湧水(明倉山湧水)	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ソーダ	330
花巻	4	高円万寺浄水場 (円万寺字高円万寺27-2)	表流水(北上川) 表流水(豊沢川)	緩速ろ過 急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ	19,600
大迫	5	大迫中央浄水場 (大迫町大迫3-25-1)	表流水(稗貫川)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム	2,030
	6	立石浄水場 (大迫町内川目36-91)	表流水(小又川)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム	510
	7	旭ノ又浄水場 (大迫町外川目10-36-2)	湧水(旭ノ又)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム	120
	8	堅沢浄水場 (大迫町外川目1-209)	湧水(堅沢)	塩素滅菌処理 紫外線照射	次亜塩素酸ソーダ	50
	9	沢崎浄水場 (大迫町外川目15-20)	湧水(沢崎)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム	240
	10	小又浄水場 (大迫町内川目29-64-61)	湧水(小又)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム	75
	11	折壁浄水場 (大迫町内川目8-183-193)	表流水(五右衛門川)	緩速ろ過	次亜塩素酸ソーダ	84
	12	小呂別浄水場 (大迫町内川目15-144-2)	表流水(小呂別)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム	78
	13	岳浄水場 (大迫町内川目1-70)	湧水(岳)	膜ろ過	次亜塩素酸ソーダ	45
東和	14	竹中浄水場 (東和町安俵8-112-6)	表流水(猿ヶ石川)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム	1,350
	15	谷内浄水場 (東和町谷内9-3-2)	表流水(猿ヶ石川)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム	877
紫波	16	古館浄水場 (二日町字御堂前)	伏流水(古館)	膜ろ過	次亜塩素酸ソーダ 苛性ソーダ	4,000
	17	水分浄水場 (小屋敷字新在家)	湧水(水分)	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ソーダ	1,600
	18	大明神浄水場 (片寄字堤下)	湧水(大明神)	緩速ろ過	次亜塩素酸ソーダ	1,000
	19	赤沢浄水場 (赤沢字仁郷)	湧水(赤沢)	膜ろ過	次亜塩素酸ソーダ	500
※1	20	岩手中部浄水場 (和賀町煤孫3-320-6)	貯留水(入畑ダム)	急速ろ過	次亜塩素酸ソーダ ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ	35,500

※1. 岩手中部浄水場は北上市、花巻市及び紫波町にある13の配水池へ送水しています。



## 4 採水地点

### (1) 水質検査採水地点一覧表(毎日検査)

法令で1日に1回以上の検査を義務付けられている毎日検査の採水地点は下表のとおりです。

概略図における毎日検査採水地点:○

地区	No.	浄水施設	配水系統	検査箇所	備考
北上	1	岩手中部浄水場 北上川浄水場	高区配水池	上野町4	法人宅
	2		口内配水池	口内町飛	個人宅
	3		新田配水池	口内町草刈場	個人宅
	4			口内町宝積	個人宅
	5		飛配水池	口内町新田	個人宅
	6			口内町行仕	個人宅
	7		沢目配水池	口内町行仕	個人宅
	8			更木29	個人宅
	9		立花配水池	臥牛7	個人宅
	10			立花16	個人宅
	11		稲瀬配水池	立花16	個人宅
	12			稲瀬町熊沢	個人宅
	13		低区配水池	稲瀬町岩川	個人宅
	14			川岸3	法人宅
	15	岩手中部浄水場 和賀川浄水場 北上川浄水場	藤沢配水池	北鬼柳19	法人宅
	16		柳原町2	官公署	
	17	岩手中部浄水場	相去配水池	相去町平林	官公署
	18		鬼柳配水池	相去町南浦	個人宅
	19			相去町相去	個人宅
	20		江釣子配水池	下江釣子13	個人宅
	21			下江釣子13	個人宅
	22		和賀第一配水池	和賀町岩崎4	個人宅
	23			和賀町岩崎17	個人宅
	24		和賀第二配水池	和賀町岩崎16	個人宅
	25			和賀町岩沢8	個人宅
	26		岩沢配水池	和賀町岩沢8	個人宅
	27			和賀町岩沢8	個人宅
	28		和賀第三配水池	和賀町藤根17	官公署
	29	和賀町藤根17		官公署	
30	仙人浄水場	仙人配水池	和賀町仙人3	個人宅	
31		和賀町仙人8	個人宅		
32		高円万寺浄水場	円万寺配水池	四日町一丁目	個人宅
33			石神町	個人宅	
34	矢沢配水池		矢沢第2地割	個人宅	
35	高木団地配水池		高木第20地割	個人宅	
36	高円万寺浄水場 岩手中部浄水場	高松配水池	幸田第19地割	個人宅	
37		高松26地割	個人宅		
38	観音山配水池	二枚橋南一丁目	個人宅		
39		鉛配水池	鉛字前野	個人宅	
40	岩手中部浄水場	上太田配水池	鉛字中平	個人宅	
41			中笹間8地割	個人宅	
42		銭根配水池	東十二丁目第25地割	個人宅	
43			糠塚第2地割	個人宅	
44	台第1地割	個人宅			
45	台第1地割	個人宅			

地区	No.	浄水施設	配水系統	検査箇所	備考	
大迫	44	大迫中央浄水場	大迫配水池	亀ヶ森第46地割	個人宅	
	45			亀ヶ森第22地割	個人宅	
	46	小又浄水場	樋の口配水池	内川目第18地割	個人宅	
	47	立石浄水場	内・亀高区配水池	大迫第10地割	個人宅	
	48	旭ノ又浄水場	旭ノ又配水池	外川目第25地割	個人宅	
	49	堅沢浄水場	堅沢配水池	外川目第6地割	個人宅	
	50	沢崎浄水場	田中配水池	外川目第21地割	個人宅	
	51	小又浄水場	小又第三配水池	内川目第21地割	個人宅	
	52	折壁浄水場	折壁配水池	内川目第7地割	個人宅	
	53	小呂別浄水場	小呂別配水池	内川目第20地割	個人宅	
	54	岳浄水場	岳配水池	内川目第1地割	個人宅	
	石鳥谷	55	岩手中部浄水場	大興寺配水池	五大堂第8地割	個人宅
		56			猪鼻第7地割	個人宅
		57		館山配水池	上口二丁目	個人宅
58		小森林第1地割			個人宅	
59		三竹堂配水池		大興寺第11地割	個人宅	
60				新堀第66地割	個人宅	
61		黒森配水池		大瀬川第7地割	個人宅	
62		山屋配水池		滝田第5地割	個人宅	
63		大迫中央浄水場		戸塚森配水池	滝田第7地割	個人宅
東和		64		竹中浄水場	竹中配水池	外谷地8区
	65	石鳩岡配水池	石鳩岡6区		個人宅	
	66	北成島配水池	北成島1区	個人宅		
	67	谷内浄水場	谷内配水池	鷹巣堂2区	個人宅	
	68		小倉配水池	田瀬20区	個人宅	
	69	岩手中部浄水場 北上川浄水場	中内配水池	毒沢4区	個人宅	
	70			駒籠1区	個人宅	
71	土沢配水池		土沢10区	個人宅		
紫波	72	古館浄水場	古館城山配水池	高水寺字土手	採水用水洗	
	73	水分浄水場	水分配水池	片寄字大木	公民館	
	74	大明神浄水場 岩手中部浄水場	片寄配水池	佐比内字馬場	採水用水洗	
	75	赤沢浄水場	赤沢配水池	北沢字御前	採水用水洗	
	76	古館浄水場		遠山字中松原	採水用水洗	

(2) 水質検査採水地点一覧表(定期検査)

法令で義務付けられている定期検査及び企業団が独自で検査を行う検査の採水地点は下表のとおりです。

概略図における給水栓水及び浄水採水地点: □

概略図における原水及び水源採水箇所: □

地区	No.	浄水施設	配水系統	採水地点	
北上	1	北上川浄水場		北工業団地5	浄水
	2	岩手中部浄水場 北上川浄水場	高区配水池	常盤台1	給水栓
			低区配水池	中野町1	給水栓
	4	岩手中部浄水場 北上川浄水場	飛配水池	口内町館沢	給水栓
	5	岩手中部浄水場 和賀川浄水場 北上川浄水場	藤沢配水池	本通り4	給水栓
	6	岩手中部浄水場	岩沢配水池	和賀町岩沢8	給水栓
	7	仙人浄水場	仙人配水池	和賀町仙人7	給水栓
	8	和賀川浄水場		北鬼柳31	浄水
花巻	9	高円万寺浄水場	高松配水池	幸田第8地割	給水栓
	10	高円万寺浄水場 岩手中部浄水場	観音山配水池	矢沢第10地割	給水栓
	11	岩手中部浄水場	上太田配水池	東十二丁目第21地割	給水栓
	12		銭根配水池	北湯口第3地割	給水栓
	13	高円万寺浄水場		急速ろ過	ろ過水
14			緩速ろ過	ろ過水	
大迫	15	大迫中央浄水場	大迫配水池	大迫第4地割	給水栓
	16	小又浄水場	樋の口配水池	内川目第36地割	給水栓
	17	立石浄水場	内・亀高区配水池	大迫第10地割	給水栓
	18	旭ノ又浄水場	旭ノ又配水池	外川目第11地割	給水栓
	19	堅沢浄水場	堅沢配水池	外川目第16地割	給水栓
	20	沢崎浄水場	田中配水池	外川目第23地割	給水栓
	21	小又浄水場	小又第三配水池	内川目第34地割	給水栓
	22	折壁浄水場	折壁配水池	内川目第8地割	給水栓
	23	小呂別浄水場	小呂別配水池	内川目第14地割	給水栓
	24	岳浄水場	岳配水池	内川目第1地割	給水栓
石鳥谷	25	岩手中部浄水場	大興寺配水池1	五大堂第21地割	給水栓
	26		大興寺配水池2	新堀第55地割	給水栓
	27		館山配水池	上口一丁目	給水栓
	28	大迫中央浄水場	戸塚森配水池	滝田第19地割	給水栓
東和	29	竹中浄水場	竹中配水池	前田10区	給水栓
	30		南川目配水池	南川目2区	給水栓
	31	谷内浄水場	谷内配水池	東晴山8区	給水栓
	32		小倉配水池	田瀬14区	給水栓
	33	岩手中部浄水場	中内配水池	中内7区	給水栓
	34	北上川浄水場	土沢配水池	土沢8区	給水栓
紫波	35	古館浄水場	古館城山配水池	高水寺字土手	給水栓
	36	水分浄水場	水分配水池	片寄字大木	給水栓
	37	大明神浄水場 岩手中部浄水場	片寄配水池	佐比内字馬場	給水栓
	38	赤沢浄水場 古館浄水場	赤沢配水池	北沢字御前	給水栓
	39	古館浄水場	古館城山配水池	二日町字御堂前	給水栓
	40	大明神浄水場	片寄配水池	片寄字堤下	給水栓
	41	赤沢浄水場	赤沢配水池	赤沢字仁郷25-1	給水栓
中部	42	岩手中部浄水場		北上市和賀町煤孫	浄水

地区	No.	水源の種類	採水地点	所在地
北上	1	表流水	北上川浄水場	北工業団地5
	2	表流水	和賀大橋下流左岸	北鬼柳30
	3	浅井戸	和賀川浄水場	北鬼柳31
	4	浅井戸	和賀川浄水場	北鬼柳31
	5	湧水	仙人浄水場	和賀町仙人8
花巻	6	河川水	高円万寺浄水場	高円万寺27-2
	7	河川水	高円万寺浄水場	高円万寺27-2
大迫	8	河川水	稗貫川取水口	大迫第1地割
	9	河川水	小又川取水口	内川目第36地割
	10	湧水	旭ノ又浄水場	外川目第10地割
	11	湧水	堅沢湧水取水口	外川目第1地割
	12	湧水	沢崎浄水場	外川目第15地割
	13	湧水	小又浄水場	内川目第29地割
	14	河川水	五右衛門川取水口	内川目第8地割
	15	河川水	小呂別取水口	内川目第15地割
	16	湧水	岳浄水場	内川目字岳山国有林
東和	17	河川水	矢崎取水場	安俣10区
	18	河川水	谷内浄水場取水口	谷内9区
紫波	19	伏流水	古館浄水場	二日町字御堂前
	20	湧水	水分浄水場	小屋敷字新在家1-41
	21	湧水	大明神浄水場	片寄字堤下
	22	湧水	赤沢浄水場	赤沢字仁郷25-1
中部	23	ダム水	岩手中部浄水場	北上市和賀町煤孫
	24		入畑ダム	北上市和賀町岩崎新田
	25	河川水	ダム流入本川	北上市和賀町岩崎新田
	26		ダム流入支川	北上市和賀町岩崎新田



## 5 水質検査項目及び検査頻度

### (1) 法令に基づく水質検査項目と検査頻度

#### ア 水質検査項目

法令に基づき、水質基準項目の水質検査を行います。

#### イ 検査頻度

- ① 法令に基づき、定期の検査を行います。
- ② 法令に基づき、過去の検査結果に応じて省略できる項目についても、定期的に検査を行います。
- ③ 過去の検査結果による最低検査頻度は表①. 給水栓水の最低検査頻度に示します。
- ④ 給水栓水及び浄水の検査回数は表②. 給水栓水及び浄水の定期検査回数に示します。

### (2) 毎日検査項目

- ① 各配水系統の浄水について、水の色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)等の検査を給水栓で1日1回行います。
- ② 各配水系統から1~2箇所を選定し、委託検査します。

水質検査表(毎日検査)

No.	1日1回行う検査項目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	臭い	異常でないこと
4	味	異常でないこと
5	消毒の残留効果	遊離残留塩素で0.1mg/L以上あること

### (3) 原水及び水源の水質検査項目と検査頻度

#### ア 水質検査項目

- ① 水質基準項目の検査については、不必要な項目を除いて行います。
- ② クリプトスポリジウム等については、水源の状況に応じて行います。
- ③ 農薬類については、関係機関に使用状況等の確認を行ったうえ、行います。
- ④ ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)については、各水源1回検査を行います。一定濃度の検出が確認された場合は、定期的に検査を行い状況把握に努めます。

#### イ 検査頻度

- ① 原水の状況に応じて頻度を設定し、検査を行います。
- ② 年に1回は各水源について不必要な項目を除く全項目検査を行います。
- ③ 原水及び水源の検査回数は表③. 原水及び水源の定期検査回数に示します。





表③. 原水及び水源の定期検査回数

No.	項目	基準値(基準項目) 目標値(管理目標項目)	年間検査回数																							
			北上川浄水場		和賀川浄水場		仙人	高円万寺浄水場		大迫	立石	旭ノ又	堅沢	沢崎	小又	折壁	小呂別	岳	竹中	谷内	古館	水分	大明神	赤沢	岩手中部浄水場	
			北	和	北	江	明	北	豊	大	小	旭	堅	沢	小	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水
1	一般細菌	100個/mL以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
2	大腸菌	検出されないこと	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
23	クロホルム	0.06 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	2	1	12	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
42	ジェオスミン	0.0001 mg/L以下	12	1	1	1	1	8	8	8	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	2	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001 mg/L以下	12	1	1	1	1	8	8	8	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	2	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
47	pH値	5.8以上8.6以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
48	味	異常でないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
49	臭気	異常でないこと	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
50	色度	5度以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
51	濁度	2度以下	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
8	トルエン	0.4 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	農薬類※1	検出値と目標値の比の合計が以下	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
19	遊離炭酸	20 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費)	3 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
23	臭気強度(TON)	3以下	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
28	従属栄養細菌	2000 個/mL以下(暫定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-													

## 6 水質検査の方法

### (1) 自己検査

当企業団で行う検査は、水質基準項目、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)を除く水質管理目標項目及びその他項目とし「水質基準に関する省令等の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」により行います。その他項目の検査方法は、上水試験方法(日本水道協会)等によって行います。

### (2) 委託検査

毎日検査は水道使用者へ、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びクリプトスポリジウム等の検査は登録検査機関へ委託し検査を行います。

## 7 臨時の水質検査

水源等で次に示すような水質の変化があり、供給する水が水質基準に適合しない恐れがある場合には、理化学検査、微生物検査などを行い、水道水の安全性の確保に努めます。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送・配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 8 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査結果は、ホームページに掲載します。

## 9 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。当企業団では、水質検査における測定値の信頼性確保のため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、その付近の測定においても精度の高い結果が得られるよう努めております。

### (2) 信頼性保証

国及び県が実施する精度管理に積極的に参加するほか、測定誤差が小さくなるよう日頃から信頼性の保証に努めています。

## 10 関係者との連携

- (1) 水道水の水質事故が発生した場合には、関係団体並びに地方整備局、岩手県環境生活部 県民くらしの安全課、環境保全課、県央・中部保健所等と連携し、水質検査等を行います。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合には、関係機関に加え国土交通省岩手河川国道事務所、盛岡地区広域消防組合消防本部、花巻市消防本部、北上地区消防組合消防本部、北上川上流水系の関係機関等で構成する「北上川水系水質汚濁対策連絡協議会上流支局」の水質事故連絡系統模式図による連絡体制で情報交換を図りながら、現地調査を行い、浄

水場での適正な浄水処理により、常に安全で良質な水道水を供給していきます。

- (3) 水質汚染事故による管洗浄や排水等の復旧作業が必要になった場合には、作業を迅速に実施するため、「北上市水道工事業協同組合」、「花巻市上下水道協同組合」、「紫波町水道協同組合」並びに近隣市町や関係機関と連携し、速やかな水道の復旧に努めます。

〒024-0013

岩手県北上市藤沢 15 地割 74 番地3

(危機管理センター)

電話:0197-62-4211(代表)

0197-62-4218(水質管理係直通)

FAX:0197-62-4212

担当:岩手中部水道企業団 施設第一課 水質管理係